

## 令和2年度「助成」募集要項

### 「助成」の種類

- A. 博物館学芸員等の内外研修に対する助成
- B. 博物館に関する国際交流に対する助成
- C. 青少年の社会教育活動に対する助成
- D. 文化及び芸術等の振興に対する助成

**対象期間：**令和2年4月1日～令和3年3月31日に、確実に実施される活動または事業。

**募集期間：**令和2年3月12日（木）～4月17日（金）《必着》

### 【申請書入手方法】

申請書用紙は「助成」の種類（A～D）で異なりますのでご注意ください。

- ① 財団事務局宛、切手94円と返信用封筒を同封して申し込む。
- ② 財団のホームページ（<http://www.kameimuseum.or.jp/foundation/>）よりダウンロードする。

本募集要項をよくご覧の上、申請書に必要事項を記入し、添付書類と合わせて、**必ず上記の募集期間内**にお送り下さい。

※申請用紙は過去の年度のものを使用せず、**必ず当該年度の申請書**を使用して下さい。

### 〔送付先・お問い合わせ先〕

公益財団法人 カメイ社会教育振興財団  
(カメイ美術館内、10:00～17:00、月曜定休)  
事務局長 今西 晃一  
担 当 岡崎 恵美  
  
〒980 - 0022  
仙台市青葉区五橋 1 - 1 - 23  
TEL : 022 - 264 - 6543 FAX : 022 - 264 - 6544  
info@kameimuseum.or.jp  
<http://www.kameimuseum.or.jp/foundation/>

## I. 「助成」の種類〔A～D〕

### A. 博物館学芸員等の内外研修に対する助成

1. 対 象：学芸員等の博物館職員が、調査研究を行うための内外研修費用
2. 応募資格：
  - (1) 次のいずれかに該当する者で、所属長の推薦がある者。
    - イ. 学芸員資格を有し、大学卒業後10年以上博物館等において専門的な職務に従事している者
    - ロ. 大学院修了者で研究調査等の専門職に従事している者
    - ハ. 学芸員資格は有しないが、大学卒業後10年以上博物館等において専門的な職務に従事している者
  - 二. 上記イ～ハに準じる者
  - (2) 研修先が確定していること。
  - (3) 研修先が外国の場合は、研修に耐え得る語学力を有すること。
3. 助 成 額：1件当たり20万円以内
4. 令和元年度実績：7件
5. **応募の際の添付資料：**
  - ・所属する博物館館長の推薦書

### B. 博物館に関する国際交流に対する助成

1. 対 象：
  - ・国内の博物館が、海外からの作品等を展示公開する際の費用。
  - ・学芸員等の博物館職員が、資料の保存技術、展示方法等に関するケーススタディ・情報交換など国際交流を行うための費用。
2. 助 成 額：1件当たり50万円以内
3. 令和元年度実績：4件
4. **応募の際の添付資料：**
  - ・博物館の概要又は博物館を証明するもの

### C. 青少年の社会教育活動に対する助成

1. 対 象：社会教育団体、又は青少年を対象とする団体が行う青少年の健全育成のための社会教育活動、又はこれを促進するための事業
2. 助 成 額：1件当たり30万円以内
3. 令和元年度実績：24件
4. **応募の際の添付資料：**
  - ① 申請団体の所属する地域の**教育委員会又はこれに準じる公的機関の推薦書**
  - ② 申請団体の概要、組織表及び定款又は規約集
  - ③ 過年度の実績をまとめたもの

## D.文化及び芸術等の振興に対する助成

1. 対 象：団体等が行う文化及び芸術等の社会教育活動又はこれを促進するための事業
2. 助 成 額：1件当たり30万円以内
3. 令和元年度実績：21件
4. 応募の際の添付資料：
  - ① 申請団体の所属する地域の**教育委員会又はこれに準じる公的機関の推薦書**
  - ② 申請団体の概要、組織表及び定款又は規約集
  - ③ 過年度の実績をまとめたもの

## II. 提出書類について

1. 提出書類
  - ① 当財団所定の申請書用紙に必要事項を記入した「**申請書**」及び「**推薦書**」を「**正**」1組・「**副（コピー可）**」1組、計2組
  - ② 「**推薦書**」以外の添付資料「**正**」1組
  - ③ 選考結果の送付先住所・宛名を明記した返信用封筒〔長3サイズ(120mm×235mm)〕に94円切手を貼って下さい。

以上①～③を、簡易書留、レターパックプラス、宅配便など配達記録が残り対面で届けられる方法でご送付願います。
  - ④ **申請書及び推薦書**は、ご提出後複写して使用するため、**両面印刷、ホチキス留めは避け、クリップ等で留めて提出して下さい。**

なお、応募の書類等は返却致しませんので、予めご了承の程お願い申し上げます。

**※「推薦書」については、5ページの「助成申請のよくある質問集」及びホームページ PDF ファイルの「推薦書の例」をご参照下さい。**
2. 注意事項
  - ① 収支予算の「収入の部」にて、「自己負担金」は必ず計上して下さい。
  - ② 助成額は希望額の範囲内となりますが、希望額すべてを満たすとは限りませんので、助成額が減額となった場合でも実施可能な活動（事業）計画を立てていただきますようお願いいたします。
  - ③ 応募は、助成の種類（A,B,C,D）を通して、個人・団体とも1件に限ります。
  - ④ 添付資料について、「事業報告」などの冊子は不可です。当該箇所のみをコピーするか、別紙に簡単にまとめて提出して下さい。（DVD・CD-R等、「HP参照」も不可）
  - ⑤ 申請書は、必要に応じ枠サイズやページ数を増やしていただいても結構ですが、記入済みの文言の消去や字体の変更はしないで下さい。

**添付資料に不足がある場合は審査の対象外となりますのでご注意ください。**

Ⅲ. 選考方法：下記による助成選考委員会が審査・選考し、決定致します。

(敬称略、五十音順)

選考委員長	伊藤 弘昌	東北大学名誉教授
選考副委員長	才田 いずみ	東北多文化アカデミー校長
選考委員	池田 規子	元公益財団法人仙台国際交流協会 副理事長兼常務理事
選考委員	末光 眞希	東北大学名誉教授
選考委員	永富 良一	東北大学大学院医工学研究科教授
選考委員	渡邊 剛	東北大学名誉教授

Ⅳ. 選考結果：書面にて各応募者宛にご通知申し上げます。

(令和2年6月下旬予定)

Ⅴ. 助成金の交付：令和2年11月中旬の予定です。

Ⅵ. 助成報告書について

助成事業として採択された場合、活動終了後3ヶ月以内に、活動実施報告書・収支報告書を提出していただきます。

Ⅶ. 印刷物などへの表示について

助成事業として採択された場合、チラシ・ポスター等印刷物を製作される場合は、次の文言を明記して下さい。

「助成 公益財団法人カメイ社会教育振興財団（仙台市）」

Ⅷ. 個人情報の取扱い

応募された方のご氏名・所属・連絡先等の個人情報は、本「助成選考」の目的にのみ使用致します。

また、採択された助成案件に関し、個人名・団体名・活動内容等（助成額を除く）を、当財団ホームページで公開致しますので、予めご了承の程お願い申し上げます。

## IX. 助成申請についてよくある質問集

### 【推薦書について】

**Q: 推薦書とはどのようなものでしょうか？**

A: 推薦書は公的機関(地方公共団体、教育委員会、学校等)から申請団体に対する評価や推薦理由などが記載されたもので、申請団体の実態を把握するためです。A4用紙1枚に下記の項目を記入し、推薦をお願いする公的機関等の代表者(所属長)名で、**必ず公印または代表者印を押印して下さい。**

1. 推薦する団体名・代表者名
2. 申請活動(事業)名
3. これまでの活動の評価
4. 推薦理由〔最も重要です〕

### 【申請について】

**Q: 助成の種類「C」と「D」に関して、採択されづらい活動(事業)はありますか？**

A: 委託事業、教室・講座などの発表会、鑑賞のみ又は施設の見学会・大会への参加など独自性に乏しい活動、応募団体の本来業務である活動、参加人数が少数で対象範囲の狭い活動、助成金に頼りすぎている活動等です。

**Q: 支出の項目で、人件費・交通費・謝礼金など、認められない費用というのがありますか？**

A: 申請の活動(事業)のための費用であれば、認められない項目は特にございませぬ。  
但し、申請以外の活動や、当該団体の維持のための人件費・備品購入費・事務所管理費等は対象外です。

**Q: 応募を助成の種類「C」にするか「D」にするか迷っています。どちらがよろしいですか？  
または、両方に応募してもいいですか？**

A: 大学生以下の青少年を対象とする活動(事業)であれば、内容が「D」に該当するものであっても「C」への応募をお願いいたします。なお、応募は1団体につき1件のみです。

**Q: 海外からは応募できますか？助成の種類「B」・「C」・「D」は個人でも応募できますか？**

A: 応募はすべて日本国内の個人・団体に、「A」は個人での応募、「B」・「C」・「D」は団体での応募に限ります。

**Q: 株式会社や地方公共団体でも応募できますか？**

A: 必要な書類等がそろえられれば、団体の形式は特に問いませぬ。

**Q: 過去に当財団の助成を受けたことがある団体が、再び申請することはできますか？**

A: できます。